

副本



平成28年(行ウ)第161号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 石地優 外2名

被告 国

訴訟参加申立書

平成29年2月21日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

申 立 人 関西電力株式会社
代表者代表取締役 岩 根 茂 樹

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きっかわ法律事務所（送達場所）

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

上記申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也
弁護士 辰 田 淳
弁護士 今 城 智 徳
弁護士 畑 井 雅 史

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビルヂング北館9階 三宅法律事務所

上記申立人代理人 弁護士 谷 健 太 郎

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

上記申立人代理人 弁護士 中 室 祐

第1 申立の趣旨

御庁に係属中の上記当事者間の上記訴訟について、申立人は、訴訟の結果により権利を害されるので、行政事件訴訟法 22 条 1 項により参加を申し立てる。

第2 申立の理由

原告らは、上記訴訟において、申立人が原子力規制委員会に対して行った①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という）43 条の 3 の 32 第 4 項に基づく平成 27 年 11 月 26 日付の美浜発電所 3 号機（以下、「本件発電所」という）についての運転期間延長認可申請に対し、原子力規制委員会が平成 28 年 11 月 16 日付で本件発電所の運転期間延長認可処分をしたこと、②原子炉等規制法 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく平成 27 年 3 月 17 日付の本件発電所についての設置変更許可申請に対し、原子力規制委員会が平成 28 年 10 月 5 日付で本件発電所の設置変更許可処分をしたこと、③原子炉等規制法 43 条の 3 の 9 第 1 項に基づく平成 27 年 11 月 26 日付の本件発電所及びその附属施設（以下、「本件発電所施設」という）についての工事計画認可申請に対し、原子力規制委員会が平成 28 年 10 月 26 日付で本件発電所施設の工事計画認可処分をしたこと、④原子炉等規制法 43 条の 3 の 24 第 1 項に基づく平成 27 年 11 月 26 日付の本件発電所に係る保安規定変更認可申請に対し、原子力規制委員会が平成 28 年 11 月 16 日付で本件発電所の保安規定変更認可処分（以下、上記①ないし④の各処分を併せて「本件各処分」という）をしたことの取消しを求めている。

申立人は、本件発電所の設置者であり、原子力規制委員会に対して上記①ないし④の各申請を行った者であるが、仮に原告らの本件各請求が認容され、本件各処分の取消しが認められれば、申立人が本件発電所を稼働させることは不可能となり、申立人の権利が害されることは明らかである。

よって、申立人は、行政事件訴訟法 22 条 1 項により、上記訴訟に参加を申

し出る次第である。

以 上

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 委任状 | 1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 3 | 副本 | 2通 |